

令和2年第3回(11月)三郷町議会
臨時会・会議録(第1号)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|------------|------------|----------|----------|------------|------------|--------------|----------|--------------|-------------|------------------|-----------|-------------|-------|---------|-------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令 和 2 年 1 1 月 2 7 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 招 集 場 所 | 三 郷 町 議 会 議 場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開 会 (開 議) | 令 和 2 年 1 1 月 2 7 日 午 前 1 1 時 4 5 分 宣 告 (第 1 日 目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出 席 議 員 | <table border="0"> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 久 保 安 正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 黒 田 孝</td> </tr> <tr> <td>5番 先 山 哲 子</td> <td>6番 高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番 澤 美 穂</td> </tr> <tr> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> <td>10番 辰 己 圭 一</td> </tr> <tr> <td>11番 山 田 勝 男</td> <td>12番 高 岡 進</td> </tr> <tr> <td>13番 伊 藤 勇 二</td> <td></td> </tr> </table> | 1番 神 崎 静 代 | 2番 久 保 安 正 | 3番 南 真 紀 | 4番 黒 田 孝 | 5番 先 山 哲 子 | 6番 高 田 好 子 | 7番 木 谷 慎 一 郎 | 8番 澤 美 穂 | 9番 木 口 屋 修 三 | 10番 辰 己 圭 一 | 11番 山 田 勝 男 | 12番 高 岡 進 | 13番 伊 藤 勇 二 | | | | | | | | | | | |
| 1番 神 崎 静 代 | 2番 久 保 安 正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3番 南 真 紀 | 4番 黒 田 孝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5番 先 山 哲 子 | 6番 高 田 好 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7番 木 谷 慎 一 郎 | 8番 澤 美 穂 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9番 木 口 屋 修 三 | 10番 辰 己 圭 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11番 山 田 勝 男 | 12番 高 岡 進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13番 伊 藤 勇 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠 席 議 員 | な し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名</p> | <table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 己 政 行</td> </tr> <tr> <td>こ ども 未 来 創 造 部 長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>佐 藤 忍</td> </tr> <tr> <td>水 道 部 長</td> <td>橋 和 成</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>大 津 和 之</td> </tr> </table> | 町 長 | 森 宏 範 | 副 町 長 | 池 田 朝 博 | 教 育 長 | 大 西 孝 浩 | 総 務 部 長 | 加 地 義 之 | 住 民 福 祉 部 長 | 辰 己 政 行 | こ ども 未 来 創 造 部 長 | 坂 田 達 也 | 環 境 整 備 部 長 | 佐 藤 忍 | 水 道 部 長 | 橋 和 成 | 教 育 部 長 | 渡 瀬 充 規 | 会 計 管 理 者 | 平 川 貴 治 | 総 務 課 長 | 安 井 規 雄 | 企 画 財 政 課 長 | 大 津 和 之 |
| 町 長 | 森 宏 範 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 町 長 | 池 田 朝 博 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 大 西 孝 浩 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 部 長 | 加 地 義 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 民 福 祉 部 長 | 辰 己 政 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こ ども 未 来 創 造 部 長 | 坂 田 達 也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環 境 整 備 部 長 | 佐 藤 忍 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水 道 部 長 | 橋 和 成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 部 長 | 渡 瀬 充 規 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会 計 管 理 者 | 平 川 貴 治 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 課 長 | 安 井 規 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 津 和 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------|---|
| 本会議の職務のため出席した者の職氏名 | 議 会 事 務 局 長 大 内 美 香 議 会 事 務 局 長 補 佐 高 間 洋 光 |
| 町長提出議案の題目 | 承認第13号 令和2年度三郷町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について 承認第14号 三郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分について 議案第42号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について 議案第43号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について 議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第45号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 議案第46号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 議案第47号 令和元年度（繰）三郷北小学校大規模改造工事（第1期）請負変更契約の締結について |
| 議員提出議案の題目 | 発議第 7号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 議 事 日 程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 7番 木 谷 慎一郎 8番 澤 美 穂 |

令和 2 年 第 3 回 (1 1 月)

三郷町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

午前 1 1 時 4 5 分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 承認第 1 3 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分について
 - 第 4 承認第 1 4 号 三郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分について
 - 第 5 議案第 4 2 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 第 6 議案第 4 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
 - 第 7 議案第 4 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第 8 議案第 4 5 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
 - 第 9 議案第 4 6 号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 第 1 0 議案第 4 7 号 令和元年度 (繰) 三郷北小学校大規模改造工事 (第 1 期) 請負変更契約の締結について
 - 第 1 1 提案理由の説明
- 追加日程
- 第 1 発議第 7 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

開 会 午前 1 1 時 4 5 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 2 年第 3 回三郷町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日、三郷町告示第 4 0 号によりまして、令和 2 年第 3 回三郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします議案は、承認案件 2 件、議決案件 6 件であります。どうか慎重審議、賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定によって、7 番、木谷慎一郎議員、8 番、澤美穂議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

〔議案の朗読〕

議長（伊藤勇二） この際、日程第 3、「承認第 1 3 号、令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について」から日程第 1 0、「議案第 4 7 号、令和元年度（繰）三郷北小学校大規模改造工事（第 1 期）請負変更契約の締結について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

- 日程第 3 承認第 1 3 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
- 日程第 4 承認第 1 4 号 三郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分について
- 日程第 5 議案第 4 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 4 7 号 令和元年度（繰）三郷北小学校大規模改造工事（第 1 期）請負変更契約の締結について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第 11、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本臨時会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第 1 3 号、令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について」であります。

既決予算に 3, 298 万円を追加し、補正後の予算総額を 112 億 7, 332 万 3, 000 円としたものであります。

去る 11 月 4 日に、清掃センターのごみ収集車からスプレー缶が引火したと思われる火災が発生し、1 台が使用不能となりました。今後の収集業務に大きな支障を来すことから、修繕費用 470 万円と代車の収集車のリース費用 210 万円を衛生費で計上したもので、早急に修繕をする必要があったため、11 月 6 日付

で専決処分を行ったものであります。

次に、既にご承知のとおり、去る10月10日に台風14号の影響で、竜田運動公園の南側斜面が崩落いたしました。幸いにも人的被害はなく、まずは安堵したところですが、この崩落により土砂で道路が塞がれ、2次災害の危険性も非常に高かったことから、一旦通行止めとさせていただきます。

この町道竜田線は、住民の皆様のご生活に欠かせない道路であり、一刻も早く復旧する必要があったため、崩落当日から仮復旧工事を進めてまいりました。皆様には大変ご不便をおかけしたところですが、去る11月2日に無事開通することができました。この仮復旧に要した費用が11月6日に確定したことから、災害復旧費の工事請負費で2,618万円を計上し、同日付けで専決処分を行ったものであります。

一方、歳入では、諸収入でごみ収集車の保険金170万円を計上し、財政調整基金繰入金を3,128万円増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「承認第14号、三郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例は、本年9月30日までとなっておりました、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給適用期間が12月31日まで延長されたことから、所要の改正を行い、本年9月30日付で専決処分を行ったものであります。

続きまして、「議案第42号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第43号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」、「議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第45号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」及び「議案第46号、三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、関連がありますので、一括して説明申し上げます。

これらの条例改正は、人事院勧告に伴い、国家公務員の特別職及び一般職の給与が改定されることから、町長、副町長、教育長、一般職の職員及び任期付職員の期末手当の改正を行うものであります。

内容といたしまして、まず特別職は、本年12月の期末手当の支給割合を現行の1.7か月分から0.05か月分引き下げ、1.65か月分とし、6月期及び12月期合計で3.35か月分とするものであります。また、来年度以降の期末

手当は、引下げ分の0.05か月分を6月期及び12月期で均等に振り分け、それぞれ1.675か月分とするものであります。

また、任期付職員は、令和3年度の期末手当を6月期及び12月期それぞれ1.675か月分とするよう、同様の改正を行うものであります。

次に、一般職の職員も、本年12月の期末手当を0.05か月分引き下げ、1.25か月分とし、6月期及び12月期合計で2.55か月分とし、来年度以降につきましては、期末手当の引下げ分0.05か月分を6月期及び12月期で均等に振り分け、それぞれ1.275か月分とするものであります。

最後に、現在、一般職の職員に準拠している会計年度任用職員の給与改定の適用について、当該職員の任期制の趣旨に鑑み、年度単位で適用できるよう所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

最後に、「議案第47号、令和元年度（繰）三郷北小学校大規模改造工事（第1期）請負変更契約の締結について」であります。

本案につきましては、工事施工に当たり、三郷北小学校の2階から4階の外壁と最上階の軒裏等の状態が設計段階の予想より悪いことが判明し、補修箇所数が大幅に増えたことから、請負変更契約を締結するもので、当初の契約金額に1,250万1,500円増額し、変更後の契約金額を1億2,360万1,500円とするものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の主な内容でございます。

慎重審議いただき、承認、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） これより質疑に入ります。

———質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 議案第42号、第43号、第44号、第45号、第46号については賛成できません。その理由を述べます。

10月7日、人事院は国会と内閣に対して国家公務員の一時金の年間支給月数が民間事業所の一時金支給月数を0.04か月上回っているとして、現在の年間支給月数4.5か月から0.05か月を一時金のうちの期末手当から削減すると

いう勧告を行いました。

今回、この臨時議会で提案されている一般職の職員、任期付職員、会計年度任用職員、町長、副町長、教育長の給与や報酬についての条例改正案は、この人事院勧告と同様に期末手当を0.05か月、町職員で1人当たり平均約2万円を削減するというものです。

今、自治体や公務公共の現場では、新型コロナ対策などで業務量が増え、労働強化を強いられています。清掃や保健部門などのエッセンシャルワーカーの頑張りがなければ、住民生活にも大きな支障を来すこととなります。人事院勧告も限られた要因の下で新型コロナウイルス感染症や大規模災害などに対応してきており、業務量に応じた要員を確保する必要がある、このように述べています。ところが、勧告では人員増については何ら触れることなく、ただ一時金の削減のみとなっています。無責任と言わざるを得ません。

今回の人事院勧告を受けての町条例改正の問題点を述べます。

一つは、これまでもそうであったように、公務員の賃金引下げにより、民間労働者を含む全ての労働者の賃下げにつながるものであるということです。

二つには、消費税増税や新型コロナ危機の下で、経済が縮小している下で公務員の賃下げは消費を減退させ、地域経済にもマイナスの影響を及ぼすこととなります。

三つには、過去6年間、一時金を引き上げてきましたが、その引上げ分は全て成績給である勤勉手当に配分して、成績主義の強化を押しつけてきましたが、今回は生活給である期末手当を引き下げるというものです。その結果、勤勉手当は1.9か月、期末手当は2.55か月となり、一時金の生活給としての性格を薄め、成績主義を強くするものであり、二重三重に許し難いものであります。

ドイツでは10月、ドイツ政府と連邦政府、地方自治体の公共部門の労働組合が団体交渉を行い、最大4.5%の賃上げで合意しました。2022年末まで適用され、最低俸給層で4.5%、最高俸給層で3.2%、新型コロナとの引っかけで最前線に立つ看護師は8.7%、集中治療室に従事する医療関係者は最大10%の賃上げです。さらに、コロナ禍での特別ボーナスとして、給与に応じて300から600ユーロ、約3万7,000円から7万4,000円が支給されることになりました。

今、職員は住民の命と健康を守るため日々頑張っています。新型コロナ

危機の下、懸命に奮闘を続ける職員に一時金引下げで応えるなどもつてのほかです。コロナ危機の収束が見通せない中、住民の命と暮らしを守り切る公務公共の役割を發揮できるよう、職員の賃金、労働条件の改善こそが求められています。

以上の理由で、議案４２号、４３号、４４号、４５号、４６号については、反対であります。

議長（伊藤勇二） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（伊藤勇二） ないようですので、これで討論を終結し、順次採決を行います。

お諮りします。

日程第３、「承認第１３号、令和２年度三郷町一般会計補正予算（第７号）の専決処分について」を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第４、「承認第１４号、三郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分について」を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第５、「議案第４２号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（伊藤勇二） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６、「議案第４３号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（伊藤勇二） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、「議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(伊藤勇二) 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、「議案第45号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(伊藤勇二) 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、「議案第46号、三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(伊藤勇二) 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第10、「議案第47号、令和元年度(繰)三郷北小学校大規模改造工事(第1期)請負変更契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[追加日程]

議長(伊藤勇二) お諮りします。

本日、三郷町議会会議規則第14条の規定に基づく賛成者を得て、「発議第7号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 追加日程第1、「発議第7号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第7号、令和2年11月27日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 辰己圭一、賛成者 山田勝男、木口屋修三、高田好子、澤美穂、木谷慎一郎、先山哲子、高岡進、黒田孝。

次のページをお願いします。

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月三郷町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第7号について、提案理由の説明を求めます。

10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、先ほど、全員協議会の中でも説明いたしましたが、再度、提案理由を述べます。

それでは、ただいま上程されました「発議第7号、三郷町議会議員の議員報酬、

費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」の提案理由を申し上げます。

今回の一部条例改正については、皆さんのお手元に示したとおり、令和2年度の人事院勧告に基づき、本町職員並びに特別職の職員に当たっては、12月に支給される期末手当を引き下げる議案が上程されるところでございますが、今年に入ってからの新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、全ての国民の日常生活や経済活動に及んでおり、この三郷町も同様に民間企業は本当に大変厳しい状況に置かれております。

この異常事態と思われる、社会情勢を重く受け止め、町民の皆様から付託を受けた我々町議会議員としても、町民の皆様とともに痛みを分かち合い、町長をはじめ、三役の方々と同様に、議員自らも目に見える形で姿勢を示すべきだと考えます。よって、令和2年、今年度の12月の期末手当の支給割合を0.05か月分を減額し、3.4か月から3.35か月とすることの条例改正であります。また、令和3年度以降は、6月期と12月期をそれぞれ0.025か月分減額し、それぞれそれに振り分け、所要の改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、改正の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） それでは、これから質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 発議第7号についてですけれども、先ほど申し上げました議案第42号、43号、44号、45号、46号についての反対の理由と同一の理由で、発議第7号には反対であります。

議長（伊藤勇二） ほかに討論はありませんか。山田議員。

11番（山田勝男）（登壇） ただいまの発議第7号についての賛成の意見を述べさせていただきます。

久保議員が先ほど42号から46号の反対の意見を述べました。これ、人事院勧告ということで、先ほどの会議の中でも人事院勧告は命令だという意見もありましたけれども、自治用語辞典とか広辞苑で引いたら、勧告というのはこうしたら

どうですかという意味らしいんです。人事院には人事官3人、総裁を含めた3人で決定して、それを全国に通達しているものであります。そういう中から、今回は特に職員、あるいは特別職の分については、行政側からそれに基づいて上程しております。

しかし、議員の報酬については、今、コロナの関係で減額しているところで、その中で、また減額ということは非常にきずつないという、これは町長の人柄が表れた非常に大切な、まさに国の沖縄の思いやり予算と一緒に、これは町長の思いやり議案だと私は認識しております。この提案の仕方から、通常なら行政側から提案すべきものであるが、こうして議会の発議というような、イレギュラーですけれども、それだけに余計に全会一致で私は賛成できないかと思って、久保議員に要望するところであります。これは、先ほどの任用職員の分についても今年適用しないとか、まさにこれ、思いやりですから、その思いやり案件として、何とか全会一致で処理できないかというのが私の意見です。

以上です。

議長（伊藤勇二） ほかに討論はありませんか。木谷議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） すみません。ちょっと賛成、反対のところとはちょっと外れてくるかもしれないんですけど、今回、期末手当のところの第6条2項の一番最後の「100分の30」とあるのは「100分の165」とするというところで改正案が出ているんですけども、すみません、これは特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例と同じように「100分の125」とあるのは「100分の165」とする必要があるのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。ちょっと今、気づいたんで。

議長（伊藤勇二） 暫時休憩といたします。再開、12時半でお願いします。

休 憩 午後 0時18分

再 開 午後 1時00分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、まず初めに、大内事務局長よりお願いします。

議会事務局長（大内美香） 先ほどの木谷議員さんからの指摘を受けました件でございますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、第6条第2項中に一般職の期末手当の率を読み替える内容がありまして、その部分の改正条文が欠落しておりましたので、第1条に「100分の130」とあるのを「100

分の125」に、第2条中に「100分の125」とあるのを「127.5」に改める条文の追加をしたものでございます。申し訳ございませんでした。

議長（伊藤勇二） それでは、発議第7号の改正文を事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月三郷町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） それでは、木谷議員、今の訂正文でよろしいですか。

7番（木谷慎一郎） はい、結構です。

議長（伊藤勇二） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（伊藤勇二） ないようですので、これで討論を終結し、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（伊藤勇二） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から閉会の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 令和2年第3回臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日上程いたしました承認案件2件、議決案件6件につきまして、慎重審議の上、承認、可決いただき、誠にありがとうございました。

さて、全国で新型コロナウイルス感染症の発症者が連日過去最高を記録するなど、第3波が本格化し、本町においても複数の発症者が出ております。これからの冬本番を迎えるに当たり、町民の皆様の安全を最優先に、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

その具体的な内容については、来週金曜日から始まります12月定例会において、改めて詳しくご説明申し上げますので、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（伊藤勇二） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和2年第3回三郷町議会臨時会を閉会します。どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉 会

午後 1時04分